

「学生納付特例制度」・「年金機能強化法」のご案内



4月から平成26年度学生納付特例申請受付開始!

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が定額（118万円＋扶養親族等の数×38万円）以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等です。

申請方法は窓口申請・ハガキによる申請（前年度に承認を受けた方）等があります。

詳細は日本年金機構のホームページで確認ください。

★学生納付特例の承認期間は4月（または20歳誕生日）から翌年3月までとなります。

初めて申請をされる方は、在学証明書又は学生証の写しの添付が必要となります。又、前年度承認を受けた方で在学する学校が変わった場合や、学生納

付特例の継続申請用ハガキが4月初旬までに送付されなかった場合は、下記窓口へお問い合わせください。

なお、申請手続きは毎年必要です。

★卒業、退学により学生でなくなった方で、引き続き4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、「若年者納付猶予制度」や「保険料免除制度」がありますので、下記窓口へご相談ください。

平成26年4月1日に年金機能強化法が施行されます

年金給付に関する改正事項をご紹介します。

●子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

これまでは、夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は子のある夫にも支給されます。

●未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

これまでは、未支給年金（亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金）を受け取れる遺族の範囲は、「配偶

者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、改正後は「前記以外の3親等内の親族」（甥・姪・おじ・おば、子の配偶者など）まで拡大されます。

●国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

これまでは、国民年金の任意加入被保険者（サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていなかった方）が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。改正後はこの未納期間が受給資格期間に算入されます。

●繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

これまでは、老齢年金の受給権を取った日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

●障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります

これまでは、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでした。改正後は省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができるようになります。

●さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになります

老齢厚生年金の受給者が障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する程度）にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取る時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

●年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金の受給者が所在不明となつて1カ月以上経過した場合、世帯員（住民票上の世帯が同一の方）はその旨を年金事務所へ届出してください。ことになりました。（生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。）

（平成26年4月以降）
国民年金保険料

月額 15,250円

【老齢基礎年金受給額】

月額 772,800円

※40年全額納付時

市民課 国民年金係

☎973-5498

コザ年金事務所

☎933-3437